

宮城県公安委員会告示第28号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

なお、これに伴い、令和2年宮城県公安委員会告示第8号は廃止する。

令和6年3月8日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は一食444円（消費税を含む。）までとする。ただし、疾病その他特別の事由があるときは、警察本部長は一食556円（消費税を含む。）まで増額することができる。